

第7回 波介川河口導流事業環境調査委員会

日 時：平成28年3月8日（火）14:00～16:00

集合場所：新居コミュニティセンター

土佐市新居894番地1

議 事 次 第

1. 開 催
2. 高知河川国道事務所長 挨拶
3. 出席者紹介
4. 議 事

波介川河口導流事業環境影響評価報告書（案）【資料－2】

- ①大気環境（粉じん等、騒音、振動）
- ②微気象（風向・風速、気温、湿度）
- ③水環境（水質、底質、地下水の水質及び水位）
- ④重要種（動物）
- ⑤重要種（植物）
- ⑥生態系

— 質疑応答 —

5. 閉 会

波介川河口導流事業環境調査委員会 規約

(総 則)

第1条 本規約は、「波介川河口導流事業環境調査委員会」（以下「委員会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本委員会の目的は、波介川河口導流事業の実施にあたり、事業特性、地域特性等を踏まえ、適切な環境への影響を調査するために必要な助言を行っていくものである。

(組 織)

第3条 委員会は、別紙の委員をもって構成する。但し、必要があれば委員会に諮って追加することができる。

2. 委員会には委員長1人、副委員長2人を置き、互選により決定するものとする。
3. 委員長は、委員会を統括し、委員会を招集する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
5. 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。

(技術的助言)

第4条 委員長は、波介川河口導流事業の環境への影響を調査するにあたり、原則として次の事項について、高知河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）からの要請を受けて委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。

- 一. 方法書の作成
 - 二. 項目、手法の選定
 - 三. とりまとめ書の作成
 - 四. その他環境への影響調査の実施に必要な事項
 - 五. 報告書の作成
2. なお、これ以外の事項についても、事務所長からの要請があった場合には、技術的な助言を行うものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から平成28年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省高知河川国道事務所河川管理課に置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

(附 則)

この規約は、平成13年8月8日から適用するものとする。

- (第1回改正 平成15年3月6日)
- (第2回改正 平成20年4月11日)
- (第3回改正 平成23年2月1日)
- (第4回改正 平成23年7月7日)
- (第5回改正 平成27年3月5日)

波介川河口導流事業環境調査委員会 委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名	備 考
いまい よしひこ 今井 嘉彦	高知大学 名誉教授	○委員長
まつだ せいすけ 松田 誠祐	高知大学 名誉教授	○副委員長
おおの まさお 大野 正夫	高知大学 名誉教授	○副委員長
くすのせ まさひこ 楠瀬 昌彦	高知大学 名誉教授	
いしかわ しんご 石川 慎吾	高知大学自然科学系理学部門 教授	
なかやま こういち 中山 紘一	高知昆虫研究会 会長	
いしかわ たえこ 石川 妙子	水生昆虫類研究家	